

グローチウス「戦争と平和の法」の研究（續篇三、完）

——國際法の理論を中心として——

教授 一 又 正 雄

はしがき

- 一、約定の解釋について（第二卷第十六章）
- 二、損害とそれに對する責任について（第二卷第十七章）
- 三、使節權について（第二卷第十八章）
- 四、埋葬權について（第二卷第十九章）（以上「早稻田法學」第二十四卷第二冊）
- 五、刑罰について（第二卷第二十章）
- 六、刑罰の分配について（第二卷第二十一章）
- 七、不正なる戦争の原因について（第二卷第二十二章）
- 八、疑ある戦争の原因について（第二卷第二十三章）
- 九、正しい原因のためにすら、戦争を無暴に行うべきでないこと（第二卷第二十四章）
- 十、他人のために行う戦争の原因について（第二卷第二十五章）
- 十一、他人の支配下にあるものが行う戦争の正しき原因について（第二卷第二十六章）
- 十二、戦争において、いかほどのことが許され得るか（第三卷第一章）

- 十三、萬民法によれば、從屬者の財産はいかにしてその支配者の債務によつて拘束され得るか（第三卷第二章）
- 十四、正戦、正式戦争、ならびに宣戦について（第三卷第三章）
- 十五、正式戦争における加害權（第三卷第四章）
- 十六、荒廢と掠奪について（第三卷第五章）（以上「早稻田法學」第二十四卷第三・四冊）
- 十七、捕獲物の取得權について（第三卷第六章）
- 十八、捕虜に對する權利について（第三卷第七章）
- 十九、戰敗者に對する支配權について（第三卷第八章）
- 二十、戰後復權について（第三卷第九章）
- 二十一、不正なる戦争において行われる事柄に關する警告（第三卷第十章）
- 二十二、正戦における殺戮權の緩和（第三卷第十一章）
- 二十三、荒廢その他類似の事柄における緩和（第三卷第十二章）
- 二十四、捕獲物および捕虜に關する緩和（第三卷第十三章、第十四章）
- 二十五、支配權の取得に關する緩和（第三卷第十五章）
- 二十六、萬民法によつて戰後復權を有しないものに關する緩和（第三卷第十六章）
- 二十七、中立者について（第三卷第十七章）
- 二十八、公戦における私人の行爲について（第三卷第十八章）
- 二十九、敵相互間の信義について（第三卷第十九章）
- 三十、戦争を終了させる公的信義（第三卷第二十章）
- 三十一、戦争中の信義（第三卷第二十一章）
- 三十二、戦争における下位權力者の信義について（第三卷第二十二章）

三十三、戦争における私人の信義について（第三卷第二十三章）

三十四、黙示的信義について（第三卷第二十四章）

三十五、結論、信義と講和の勸奨（第三卷第二十五章）（以上本號完）

グローテウス「戦争と平和の法」の研究

- 一、はしがき
- 二、「戦争と平和の法」序言
- 三、戦争とは何か、法とは何か（第一卷第一章）
- 四、戦争を行ふことは如何なる場合に正しきか（第一卷第二章）（以上「國際法外交雜誌」四三卷七號）
- 五、公戦と私戦の區別、主權の説明（第一卷第三章）（「國際法外交雜誌」四三卷九號）
- 六、戦争の原因、第一、自己及び財産の防衛（第二卷第一章）
- 七、人々に共通に屬する物について（第二卷第二章）
- 八、物の原初の取得（第二卷第三章）
- 九、推定的抛棄と之に續く先占（第二卷第四章）
- 十、對人權の原初の取得（第二卷第五章）（以上「國際法外交雜誌」三卷一一號）
- 十一、承繼的取得（第二卷第六章及び第七章）
- 十二、通常萬民法より生ずると言はれる取得、並に支配權又は所有權の終了の時（第二卷第八章及び第九章）
- 十三、約定について（第二卷第十一章）
- 十四、契約について（第二卷第十二章）
- 十五、條約及び要認條約について（第二卷第十五章）（以上「國際法外交雜誌」四四卷一號）

十七 捕獲物の取得權について (第三卷第六章)

以上の論議は、人間の間に於けるある行爲の不罰についてであつたが、このほかに、萬民法によつて生ずる正式戰爭に一層特有な今一つの効果が存するとて、以下グローチウスは、戰爭において捕獲したものの取得權について論ずる(第一節)。即ち、自然法によれば、正式戰爭によつて我々の取得するものは、我々に當然屬するが、他の方法では取得し得なかつたものと同等のもの、或は、加害者に對して刑罰の衡平な範圍内で損害を與えるもの、である。一方、萬民法によれば、正しい戰爭を行うもののみならず、正式の戰爭においても、また何人も、限界も制限もなく、敵から捕獲した物の所有者となる。かゝる者および、彼より權利を取得した者は、すべての民族によつて、かゝる占有を保護され、その外部的効果に關する限り、かゝるものを所有權と呼び得る、となす(第二節)。

次に、動産の捕獲の問題につき(第三節)、原占有者が捕獲された物の回復に對して確たる希望を失ひ、或は、その物を追求め得なくなるといふように、その物を保有する者は、これを捕獲したと考えられるべきことが、諸民族によつて受容され、この原則は、捕獲物が敵の國境内、即ち敵の防備地(Præstia)内に運ばれる時は捕獲された、といわれるように擴大される(物は戦後復權によつて返還されると同じ態様で喪失される、即ち支配權の境界内、即ち防備地内に入つた時に返還される)。かくて海上においては、船舶その他の物は、これらが船梁、港或は全蟻隊の根據地に連れ込まれた時にのみ捕獲されたと考えられる。ヨーロッパ人民の間に導入された萬民法によれば、かゝる物が二十四時間敵の權力内にある時は捕獲されたと考えられることになつてゐる(コンソラート・デル・マ)。又、土地については、占領されるやいなや直ちに捕獲されたと考えられず、恒久的な要塞によつて圍まれ、他方がこれを攻

略しない限り、公然と近接し得ないような土地のみが捕獲されたと考えられる、となし(第四節)^(一)、さらに、敵に屬しないものは、戦争によつて取得されないこと(第五節)、敵船中に発見された貨物は通常敵産と考えられるべきであると言われているが、これは萬民法の確定的な規則と考えるべきでなく、有力な反證によつて覆され得るところのある推定を示すと考えるべきであること(第六節)、我々の敵が戦争によつて他人から取つたものは萬民法によつて我々のものとなること(第七節)^(三)などを論じた後、公的且つ正式の戦争で、何人が敵産を取得するかの問題について、これから敵から捕獲したものはすべて、捕獲した個人のものになる、との見解を排除し(第八節)^(四)、捕獲物が戦争を行う人民に歸することが、諸民族の同意を得た慣行であることを論證せんとして、敵産を以て、所有者なき財産と同じ地位にあるものとなす。グローチウスはまず自然によれば、占有權と所有權とは、他人を通じてこれを取得し得ることから説き起し(第九節)、次に、公的戦争の行爲と、公的戦争の場合に行われる私的行爲、即ち公的な敵對行爲と私的な敵對行爲とを區別し、物は、私的行爲によつては、第一次的且つ直接的には私人のために取得され、公的行爲によつては、人民のために取得される、となす(第十節)。従つて不動産(土地)は公的行爲によつて軍隊を入れ、要塞を設けるのでなければ通常獲得されない、即ち人民、或は戦争を行う者のために取得される(第十一節)。しかし動産或は動物(*res mobiles*)は、公務に關係なしに捕獲されれば(私闘による如く、軍隊から離れて)、これを捕獲した個人のものとなる(第十二節)^(五)。——但しかゝる個人取得は、國民法が別段の規定を設けない限りにおいてである(第十三節)。一方、戦争行爲なる公的行爲によつて捕獲されたものは、人民、或は戦争を行う者に屬する。この場合は個人は國家の人格を代表し、その代理を爲すのであつて、従つて國民法に別段の規定なき限り、人民は彼等を通じて占有權と所有權を取得し、これを欲するものに讓渡し得るのである。こゝでグローチウスは、敵から捕獲したすべての

ものを、いかなる私人のみならず、軍隊の將軍自らも所有者とならず、これが公物とされることを規定したローマ人を賞讃した後(第十四節)、これとは別に、自由國家の時代には將軍乃至指揮者が戦利品(人民がその所有者ではあるが)の處分の決定權を委ねられ、彼等の行爲について人民に對して責任を負うていたこと(第十五節)、(最も慎重な)指揮者はこれに手に觸れずこれを公有物(aerarium)と爲し得ること(第十六節)、或はこれを兵士の間に分配し得ること(第十七節)、或は他人に與え得ること(例えば戦費の獻納者に對して)(第十九節)、ならびに戦利品分配の法(第二十節)を述べている。次に、これらの權利には、法規或は他人の意思行爲によつて、變更を加え得ること(第二十二節)、かくて、戦利品は同盟者に與え得ること(第二十三節)、また、しばしば從屬者にも與え得ること(第二十四節)、戰爭に加わらぬ人間の間において、戰爭中の捕獲物について紛争が生じた場合は、捕獲した側の人民の法規或は慣習によつて支持される者に屬すること(第二十五節)、兩交戰國の領土外において捕獲されたものについては、萬民法上は問題ないが(敵はいすこにおいてもこれを正しく殺害し得るから)、ある場所で支配權をもつものは、自己の法規によつて、かゝることを行うことを禁じ得るので、この法に反して行われた場合は、賠償を請求し得るとなし(第二十六節)、最後に、この戰爭において捕獲されたものの取得といふこの對外權は、萬民法によつて正式な戰爭に特有のもので、他の戰爭に生じない、けだし、他の戰爭では、外國人は、戰爭の力によつてではなく、債務の辨濟として財産を取得するので、かゝる債務は他の方法では辨濟され得ないし、國民間の戰爭では、その大小を問わず、所有權の變更は、裁判官の權威によるほか生じないことを再言してゐる(第二十七節)。

(一) コムド領土(territorium)の語原として、ウマルロが「耕す」(terendum)ノロンチヌスが「土地」(terra) ポムボニウスが長官の有する「恐怖せしめる權利」(ius terrendum) から由來するとそれぞれ主張してゐるが、シクルス・フラックタスの

「敵を恐怖させる」(terrendi hostes) から由来するとの主張を、グローテウスは、前記に劣らぬ理由があるとなす。

(二) グローテウスは、この節の註で「しかし友好関係にあるものの船舶は、敵産輸送の理由では捕獲されないが、これが船主の同意によつて輸送が行われた場合はこの限りでない。」となし、載貨と船舶との関係に關する諸法令を考察している。

(三) 萬民法は、外部的所有權を通じてまず我々の敵を所有者となし、ついで我々を所有者となしたから、敵の保有以前に保有して、戦争でこれを失つたものは、我々が敵より取つたものを請求し得ない、となす。

(四) こゝでグローテウスは人民自身か「人民を構成する個人が、或は人民のなかの個人か」(singulis qui de populo aut in populo sunt) の二者を提示しているが、この後の二者について、佛譯のフォテレの譯註によれば、「マルベラックは『人民の自然的構成員 (membres naturels) たる個人か、或は當時人民の全體 (corps) のなかに含まれている個人、例えば、當該國の軍務にまつる外國人の如きである』と述べている」。

(五) これは、捕獲された者が、捕獲物のなかに入れられるときは人についても守られた。平時において他の人民の許に來たものは、戦争の勃發によつて、彼等の敵となつたものの奴隸となるのである。

(六) グローテウスはこの次に「或は掠奪をも許し得る」(第十八節)とて、荒廢、戦闘の際または都市攻略の後掠奪 (dirupcio) が兵士に許されていた史實と、これに對する贊否兩論をあげている。

(七) その理由は、ある同盟者は、自然的に、共同或は公の事柄ネキトナから生ずる損害を他の同盟者に對して賠償する義務を有するからだし、さらに勞力は通常無報酬には與えられないからであるとなす。

(八) *ius externum* 英譯ケムブリッジ版はこれを「異なる民族の人々の間に存する權利」と譯註している。

十八 捕虜に對する權利について (第三卷第七章)

グローテウスは、いかなる人間も、自然によつて、即ち人間の行爲によることなく、或は自然の原始的状態において奴隸ではないから、この意味では、奴隸の身分は自然に反すると言ひ得るが、奴隸の身分が人間の行爲、即ち合意パクテオ或

は不法なる行爲に由來することは、自然的正義には反しないと冒頭した後、萬民法では、降伏したか、或は奴隸となることを約束したのみならず、正式戦争で捕えられたものは、すべて防備地内に連れ込まれた時から奴隸と看做される、となし（第一節）、以下、奴隸の子孫も同様なこと、彼等に對していかなることを咎めなく行い得るか、捕虜の財産は、無體物と雖も（父權の如く身分の特性から由來するものは例外とする）その主人に歸屬することを述べた後、これらのことが萬民法に導入された理由は、捕獲者達が、かゝる大なる利益のために人が和らいで、捕虜を即時に、或は餘裕をいた後に、殺害する最高度の殘酷さを欣んで差控えるようにするということであるとなし、そのほか、奴隸の逃亡、反抗その他を論じ、キリスト教徒やマホメット教徒の間では捕獲者を奴隸にはしないが、賣買したり、苦役を強制したり、奴隸に相應わしい他の事柄を課すること、さらに、その賠償が行われるまで監禁する慣習が存することなどを述べている。

十九 戰敗者に對する支配權について（第三卷第八章）

個人を個人的奴隸として自己に從屬せしめ得るとすれば、人々の集團——それが國家たるとその一部分たるとを問はず——の全體を、或は單純に國家的、或は單純に個人的、或は、混合的な從屬によつて、自己に從屬せしめ得る、即ち、戦争によつて、國家の支配權も、時には王に、時には人民に、與えられたものとして取得されることに不思議はない、とグローチウスは述べる（第一節）。このうち第二の場合、即ち、人民に對する個人的支配權というのは、自費で戦争を行つた王が、人民を、彼等の利益のためでなく、統治者の利益のために統治せんがために、自己に從屬させる場合で、かゝる個人的支配は、國家的支配と異なり、該人民は將來に向つて國家たることを終止するのであ

る。混合的支配とは、人民が武器を取去られ、農具以外の鐵製品の所有を禁ずる命令が爲され、又、言語と生活様式を變更するように強制される場合である。また人民の財産も、無體財産に至るまで取得されるので、この際、正式戦争では勝利者は、いかなるものを自己のものとなすか、或は捕獲するかについて完全な決定権を有するとなす。

- (一) 原語は *imperium* 英譯 *right* ケムブリッジ版英譯は *authority* 佛譯は *souverainie*
- (二) 原語は *mere herili* 英譯は *purely civile* ケムブリッジ版英譯は *domestic* 佛譯は *purement despotique*
- (三) 原語は *imperium civile* 英譯は *civil authority* 佛譯は *puissance civile*

二十 戦後復権について (第三卷第九章)

戦後復権 (*Postliminium*) の語原を追究した後、グローチウスは戦後復権とは境界 (*limen*) 即ち公の境界^{フイニス}への歸還より生ずる権利であるとなし、さらに萬民法は、ある人或は物が、平和關係にあり且つ戦時に同じ側に立つ^{アミックス}味方或は同盟者の許に來たものも含まれることを認めると述べ(第二節)、戦後復権^(一)によつて、あるものは返還され、あるものは回復されること(第三節)、この権利は平時にも戦時にも存すること(第四節)を論じている。このなかで、グローチウスは、ローマ時代或はそれ以前より、捕虜に對して國家が寛大でなかつたこと、そして「戦争を行う王又は人民は、互に、戦争を行う原因が自己に正しく、彼等に對して武力を行使するものが不正を行うのだということを、人によつて信じてほしいから、これらと平和を維持せんとするものにとつては、かゝる紛争に介入することは危険であり、平和關係にある人民は、生起した結果を権利として (*pro jure*) 受諾し、かくて戦争中捕えられた捕虜を正しい原因で捕えたとなすことが最善である」ことが捕虜に關する戦争法の確立した原因の一つであるといつている。こ

ここに従來の國際法の特性とも見られる平和維持のための最大の妥協の性質が如實に示されているのである。グローチウスは以下自由人が戦後復権によつて歸還する時期、彼等が回復し、或は回復し得ない權利、彼等に對する權利の回復、降伏した者が戦後復権を有し得ないことなどを述べているが、現在の國際法に關係あるものとしては次のようなものが存する。

(一) 人民の戦後復権 (第九節)

個人に關する戦後復権は人民の場合にも當はまる。即ち、かつて自由であつたものは、たまたま、その同盟者ソキョウサの力が、敵の支配權から彼等を解放するならば、その自由を回復し得る。しかし國家キョクカを構成する集團 (multitudo) が離散してゐる場合は、その人民は同一のものでなく、萬民法によつて、戦後復権による財産の回復が行われるとは考えられない。けだし人民は全體の本質が、その恒久的結合に存する故、その構成部分の分解によつて明かに消滅するからである。

(二) 從屬者の戦後復権による回復 (第十二節)

他人の支配權に屬してゐた人民については、彼等に對して支配權を有してゐた者ではなく、その同盟者ソキョウサのあるものが、かゝる從屬者を敵から奪取した時に問題となるが、この場合は、同盟條約に別段の合意なき限り、奴隸の場合 (第十二節) と同様とされる。

(三) 領土の戦後復権による回復 (第十三節)

敵が占領した土地から、敵を驅逐した時は、その土地の所有權は以前の所有者に以前の狀態において復歸する。

(四) 動産に關する法

古い時代には、戦後復権によつて返還されないものと、されるものの區別がいろいろあつたが（第十四節）、グロッチウス時代には、動産は戦後復権によつては取戻されない（これは船についても同様である）（第十五節）。しかし、敵によつて占有されていても、まだ敵の防備内（ブラシディア）に持ち込まれない物は、萬民法によればまだ所有者を變更してないから、戦後復権の必要なく回復され得る（第十六節）。

グロッチウスはついで敵でなかつた者の間で戦後復権がいかに遵守されていたかを考察した後（第十八節）、最後に、彼の時代に、これが何時行われ得るかについて、次のように述べている（第十九節）。即ち、もはや彼の時代には、キリスト教徒の間でも、またマホメット教徒の間でも、戦争から離れた捕獲権および戦後復権の権利は共に消滅している。この兩者の必要は、自然が人間の間に擴げようとするところの近親關係（コグナチオ）の力の再興によつて取除かれてしまつた、しかしかゝる古い萬民法は（即ち何等の宣言なしに、或は何等の原因なしに、すべての外國人とその財産とを敵意を以て取扱ふことを正しいと考ふるほど）野蠻な民族との關係では、これを適用し得る、とて、現にグロッチウスの本著執筆中、パリの最高裁判所が、常に海上で掠奪行爲を行うアルゼリア人によつて捕獲されたフランス國民の所有財産は、戦争の法によつて所有權を變更し、従つて、他のものがこれを回復した場合は、これを回復した者の財産となるとの判決を下し、同じ事件で、今日では船舶は戦後復権によつて回復されるものの中に含まれないとの判決も下されたと述べている。

（一）平時における戦後復権は、別段の合意がない限り、武力によつては征服されないが、不運にも捕えられた者（例えば戦争勃發の時敵地にいたもの）のためにのみ存する。但し合意あるときは、他の捕虜についても認められる。

二十一 不正なる戦争において行われる事柄に關する警告（第三卷第十章）

グローチウスはこゝで今までの論述をふり返つて、「法規が許容することを名譽心 (sensu pudor) が禁ずると言うのはいかなる意味か」(第一節) という正義と法の關係についての根本的な問題を提示する。即ち戦争に關する萬民法の説明のはじめに(第三卷第四章) 多くの事柄が不罰的に行われること、また一部には、強制裁判 (iudicia coactiva) が自己に對しての權威を賦與したということの理由から、「合法的」(iuris) ⁽¹⁾であるとか、「許容的」(licere) ⁽¹¹⁾であるとかいわれていることを證明したが、これらのことは正しい規範から (a rebus regula) も出て、厳格な意味における法のうちにも存し、また他の徳の訓戒のうちにも存するし、或はまた一層高次の立場から、且つ善人の間の一層大なる稱讚を得て省略されもする、とて、以下、セネカ、キケロ、プラトンなどの正義と名譽心、正義と法の關係についての論述を考察し、^(三)許容されるものでも、高次の法が許容を禁ずることもあり得ることを強調し、このことは、萬民法によつて許容されている前述の事柄にも適用されるとなし(第二節)、ローマの法學者自身しばしば、捕獲權 (ius captivitas) と呼ぶものを他の場所では不正と呼んで、自然的衡平に對立させていることを指摘し、不正な戦争によつて爲されたことは——たとえ戦争が正式に行われようとも——道徳的^{イテンケルナインコンステツヤ}不正の見地より不正である、と斷じ(第三節)、賠償の義務と範圍について(第四節)次のように述べている。即ち戦争の主謀者は、權力の行使によつて戦争を行つたか、或は勸奨^{コンシユム}を通じて行つたかを問はず、通常戦争に伴う一切のことについて賠償をなす義務を有する。異例のことですら、彼等が命じ、勸奨し、或は防止し得るに拘わらず防止しなかつた場合も賠償の義務がある。かくて將軍も、その指揮中に生じたことに對して責任を負い、例えば、都市の焼失の如く、ある共通の行爲に参加し

たすべての兵士達も、連帶的に責任を負う、個別的行爲については、彼が唯一の原因であるか、少くとも原因の一つであつたところの損害に對して責任を有する。ついでグローチウスは、不正な戦争において、捕獲された物は、これを捕獲する者によつて返還されるべきか(第五節)、その物は、これを保有する者によつて返還されるべきか(第六節)について論じている。

(一) 英譯は *lawful* 佛譯は *être de droit*

(二) 英譯は *permissible* 佛譯は *permises*

(三) セネカの「トロヤの女」のなかで、「アガメムノンの」法規が許すことも名學心はこれを禁ず」と言う一句をまず引き、この名譽心は、人とか名聲とか言うよりも、衡平にして善なるもの、或は少くともより一層衡平にして善なるものを意味する、となし、正義が名譽心としばしば結合されることを、ユスチアヌス勅法、クインチリアヌス、プルタクスなどの言葉を引き、プラトンの「法律論」の「正義は名譽心の娘と呼べるゝも、かく呼べるゝは眞實なり」という一句の「娘」を「伴侶」と訂正すべきであるとなし、又法學者パウルスが自然法と名譽心を結合させ、キケロが正義と「敬意」(*verecundia*)とを區別し、「正義」の本質は人を侵すべからざることになり、「敬意」の本質は人を侮辱すべからざることであると述べていることを引用する。さらにセネカの「法に違つて善なることは、いかに狭き無害心なることよ、義務の準則は、法の規範よりいかに廣く及ぶことよ、敬神、人間愛、寛大、正義、誠實はいかに多くのことを要求することよ、これらはすべて法典のうちには存せず」との句を引き、法を正義から區別しているのは、セネカが法をば、外部的裁判 (*judicium externum*) において効力あるものと考えたからである、となす。

グローチウスは前述の如く、法によつて許容されるものも、正義の見地よりこれを緩和すべきであるとの立場から、以下數章にわたり、正戦における殺戮權、荒廢その他の類似事項、捕獲物、捕虜、支配權の取得、萬民法上戦後復權を有しないものの各々において緩和を行うべきことを論じている。

二十二 正戦における殺戮權の緩和 (第三卷第十一章)

グローチウスはまず正戦においては若干の行爲が道德的正義を缺くこと、刑罰にも、勝利者にも正しき限度、正しき法規、或は衝平の存すべきことを説き(第一節)、正戦において、道德的正義によつて、いかなる者を殺し得るか(いかなる時に殺し得るか)については第三卷第一章)につき、正しき刑罰として行われる場合、および他の方法では我々の生命財産を保護し得ない場合に限るとして、このほかの場合、何人をも故意に殺すことは正しくないし、一時的なことのために殺すことも、たとえ嚴格な意味での正義から遠からぬ場合でも、愛の法則と相容れぬと述べ(第二節)、さらに、何人をも不運を理由に正當に殺し得ないし(例えば強制されて一方に加擔した者の如き)(第三節)、不運と欺罔の中間たる過失のためにも殺し得ない(第四節)となし、これに關聯して、戦争の主謀者と、これに従う者とを區別すべきであるとして、往時より、主謀者のみが罰せられた事例を挙げ(第五節)、また戦争の主謀者については、認め得べき原因と、認め得べからざる原因とを區別すべきであるとして(第六節)、憎悪や殘忍からでなく、義務と正しき熱意から罪を犯した場合、正直なる原因から、信實のため、同盟條約のため、或は自由のため戦争を行つた場合は、或は歎願の最良の原因となり、或は稱讚され放免されるべきであるとの古人の言葉を引いている。ついで死に値する敵に對してすら、しばしば處罰を正當に免除し得ること(第七節)無辜なる者の死は、不慮の出來事による死といえども、出來る限りこれを防止するように配慮すべきこと(第八節)、子供は常に助命すべきであり、婦女、老人は重大な犯行なき限り助命すべきであること(第九節)、また聖職者、文學者、農民、商人(および類似のもの)なども助命すべきであり(第十一、十二節)、武器を執つたものでも、捕虜をも助命すべきであるとす(第十三節)。また、衝平

な條件で降伏しようと欲する者をも受容れるべきであり(第十四節)、無條件で降伏する者も助命すべきであり(第十五節)、これらのことは、重大な犯罪が存しない限り眞理であるとして、この他の場合、即ち、報復や威嚇が必要だつたり頑強な抵抗がなされる場合を例外とすることは殺害の正しい原因でないとして述べている(第十六節)。さらに有罪の者も、その數が大なる場合は助命することが正當であること(第十七節)、人質は彼等自らが犯罪を行わぬ限り殺すべきでないこと(第十八節)を論じた後、最後に、「すべて無用な戦闘は避けるべきである」(第十九節)として、權利追求のため、或は戦争終結のためには何等の用を爲さず、單に力を銜うためになされるすべての争闘、即ち、ギリシア人が言う「敵に對する戦闘よりは、むしろ力の見せかけ」は、キリスト教徒の義務および人間愛自體と矛盾するものであるから、統治者がかかることを嚴重に禁すべきであるとなしている。

(一) グローテウスはこゝでかかる過失の性質を詳細に説明している。

(二) デイオドルス・シクルスは、捕虜を助命することを「共通の法」(jus commune)と呼び、セネカも、これは善と衡平の本性が命ずることであると述べてゐる。

二十三 荒廢その他類似の事柄における緩和 (第三卷第十二章)

グローテウスはまず、危害となることなしに他人の財産を消滅させる三つの條件を述べた後、戦争においては、刑罰が無限に及ぼされることなく、衡平なように、不法なる行爲が償われるに必要な限度内で及ぼされるべきであり、何等利益の原因がないに限り自己のために何もならないのに他人を害することは愚かであるとなし、敵をして短時日に講和を求めるときを餘儀なくさせるために行う掠奪(populatio)はこれを我慢すべきではあるが、これも正

しく考察すれば、多くは賢明な理由よりはむしろ憎悪によつて行われていると述べている（第一節）。つづいて、我々にとつて有用にして且つ、敵の権力外にある物の場合（第二節）、急速な勝利の公算大なる場合（第三節）、敵が他の方面より維持手段を得る場合（第四節）、それ自體戦争資源に有用ならざる物の場合（第五節）はすべて荒廢を避けるべきであると述べ、キリスト教徒は戦争の放縱な許容を自然によつて許容されるもの、或は許容されたものなかで一層よきものに限るべきであるとす（第八節）。

（一） 第一は、最初に所有權が設定された時に除外されたと考えられる必要、第二は不衡平から生ずる債務、第三は悪行に對する應當が存する場合である。

二十四 捕獲物および捕虜に關する緩和（第三卷第十三章・第十四章）

つぎに、正戦における敵産の捕獲も無制限に行われるべきでなく、敵の從屬者の財産は、その債務の限度まで抑留し得ること（第一章）それは他人の犯罪に對する刑罰としては抑留すべきでないこと（第二節）ことでは、從屬者の財産は、戦争を發生させた第一の債務のみならず、爾後に生じた第二の債務の追求のためにも捕獲され且つ取得されること（第三節）、しかし權利の完全な行使を行わないことが人道的であること（第四節）を述べている。

捕虜に關する緩和については（第十四章）、まず、内部的正義（良心）によれば、いかなる範圍まで人を捕えることが許されるかについて、このことは、財産の場合と同様、最初の債務或は爾後の債務の額が許す限りにおいて許される（但しその人自身の側に特別の不法な行爲が存する場合はこの限りでない）が、すべてのものに對して同じ罰が衡平であり正直であるとは考えず、各人の値するところのものに照し、事柄を検討して、處理すべきであるとす（第

一節)。ついで内部的正義の力によれば、奴隸に對していかなることを爲すことが許されるかという問題をはじめ奴隸について詳細に論じた後(第二節)、捕虜を奴隸化する慣わしがないところでは、即ち、戦争より生ずる奴隸權(*ius servitutis*)を行使しない人民の間ではいかになすべきかについては(第九節)、これを交換することが最善であり、その次は不當ならざる價格で解放することであるとなし、捕虜に對して善行を施し、敵意よりも友誼を得ようと欲した稱讚すべき王達の事例を擧げている。

(一) 但し保證のため必要な場合は、この限度を越え得るが、危険が去つた時は、その物自體或はその代價を返還すべきである、となし、こゝに取得權(*ius acquirendi*)を伴わぬある捕獲權(*ius capiendi*)の存することを指摘している。

(二) 他人の財産に課せられる債務は、刑罰的な債務と効用を異にする。即ち、後者では財産に存するが前者では財産に存しないから、これに對する追求は損害を生ぜしめることなく省略し得る。嚴格な意味において、國家が罰せられ得るとの理由で人は義務を負わされるのでなく、むしろ國家をしてその爲すべきことを強制するために、即ち有罪者を裁判することを強制するよりに義務づけられている。この職務上(*in officio*)に生ずる義務は第一の種類の債務に歸し、第二の種類の債務には歸せしめられるべきでない、けだし、處罰すべき義務を有すること、處罰されるべきこと、或は處罰され得べきことは別のことであつて、たとえ前者の懈怠によつて後者が生じても、前者は明かに原因であり、後者は効果であつて別である。従つて、刑罰の名目の下に取得し得るのは、敵の從屬者の財産ではなく、自ら不法なる行爲を行つた者の財産のみである。このグロートゥスの議論は戦争責任論に示唆するところがあると思ふ。

二十五 支配權の取得に關する緩和 (第三卷第十五章)

支配權の取得に關する緩和は、極めて重要であり興味あるところでもある。グロートゥスはまず内部的正義はいかなる範圍まで支配權の取得を許すかについて、個人について要求される衡平或は稱讚される人間愛は、人民または人

民の部分についても同様であると冒頭して次のように論ずる（第一節）。即ち正戦によつては他のものと同様、人民に對する支配者の権利および、人民自身が支配權のうち有する權利もまた取得され得るが、それは不法な行爲から生ずる刑罰、或は他の形態の債務の限度が許す限りにおいてである、さらに、これには、最大の危険の回避ということも附加すべきである。しかし、この最後の原因は、しばしば、他のものと混同されるが、それ自體は講和締結の際、或は勝利を利用する際は最も考慮しなければならぬものである。けだし、他のものは慈悲によつて宥恕されるが、公の危険がある場合は、適度を超えた安全は、慈悲の行きすぎである、とて自國が充分安全な状態にをき得る程度まで野蠻人を從屬させるべきであるとの古言を引いている。ついで、被征服者に對してこの權利を拋棄することは賞讃すべきことであるとして（第二節）、戰爭の目的は平和を攪亂するものを除去するにある、とて、一國の境界を擴大するよりも、むしろこれを防衛することを慣習とし、各王は自己のために支配權を求めることをせず、自己の人民のため榮光を求め、満足して支配權を拋棄したニヌス時代の以前を稱え、「その支配權の廣大なることの歡喜は、必ずや善人のあずかり知らざるところなるを彼に知らしめよ」とのアウグスチヌスの言葉を引いている。ついでグローチウスはこの古い潔白なる鑑につぐものとして古代ローマ人の思慮ある謙讓さを稱讃する。そして、彼等が、或は被征服者を征服者と混合させることにより、或は支配權をその前の所有者に残すことにより、時には、駐屯兵を駐屯させることにより（かくて支配權の許與と共に、勝利者の安全保障が定められる）、或は納貢および類似の負擔を課することにより、支配權の取得の緩和が行われたところの勝利の種々の形態を擧げ（第三節乃至第六節）、かゝる緩和より生ずる利益として、敗戦者にその支配權を残すことが、人間愛の行爲であるのみならず、——しばしば思慮深きことでもあると説き（第七節）、その實例として、被征服者の間における統治形態の變更について述べた後（第八節）、ついで

で、もし被征服者に對する支配權を全く拋棄することが安全でないことから、支配權を取得するとしても、その一部を被征服者、或はその王達に残すことが正當であること（第九節）、或は、少くとも、ある程度の自由を残すべきであること、即ち被征服者から支配權を全く取去る時も、彼等の私的事項および些細な公的事項に關しては、彼等の法規、慣習および官吏を残し得ること（第十節）、特に被征服者が心服しない限り、彼等からその傳來の宗教の傳奉を奪わないことも、寛大さの一部であること（第十一節）、^(二)少くとも被征服者を寛大に取扱うべきであり、彼等の利益が征服者の利益と結合されるように取扱われるべきこと（第十二節）を論じた後、最後に「勝利を寛大に用いることは征服することよりも美しきことである」とのヘルムクラテスの言葉や、「我々が慈悲と寛大によつて武裝することは新しき征服の方式である」というキケロのなかの一句を引いている。

(一) ラケダエモニア人および、初めはアテナ人も、彼等が征服した國家に對して、その支配權を要求することなく、たゞこれらの國家が、彼等自身の國家を模倣した統治形態を用いるべきことを望んだ。

(二) もし被征服者が誤つた宗教を奉じていた場合は、勝利者は眞の信仰が壓迫を蒙らないように配慮しなければならない。

二十六 萬民法によつて戦後獲權を有しないものに關する緩和

(第三卷第十六章)

次にグローチウスは不正なる戦争において、敵が他より取つた物をも返還すべきことを内部的正義は要求するとして（第一節）、戦後復權によつて回復されるものは捕獲されたと考えられないが、これは、不正な戦争で取得したものとみならず、何等かの様態でその物を手に入れた者も返還しなければならぬ、けだし内部的法においては不正なる戦

争は盜賊行爲と何等異ならない、となし、ついで從屬的人民または人民の部分ですらも、それが敵によつて不正に征服された場合は、それらが前に屬していたものに返還されるべきであると論じ（第四節）、返還義務の消滅時期に觸れた後、戰爭の法が甚だ曖昧な場合、即ち、疑わしい原因が存する場合は、一方では新保有者に對して、支拂金を受取つてその保有する物を讓渡すべきことを説得し、他方では、前所有者に對して、自身のものを回復するよりも、それと同等の價値で支拂われる代價を受取る方が一層有利であると考へるように説得する方法が最善であると述べている（第六節）。

二十七 中立者について（第三卷第十七章）

グローチウスの本著作における中立論は、わずかに本章に現われているだけであるが、彼は戰爭における中立者の立場を戰爭權適用の對象の角度より考察する。即ち戰爭の外にあるもの、即ち平和關係にあるものに向つては、いかなる戰爭の權利も存しないから、これからは、何物をも取るべきではない、しかし、戰爭の機に乗じて、特に近隣のものに對しては、必要を口實に、多くの事柄が行われるが、他人の財産を害する權利を與えるためには、その必要が最大のものでなければならぬこと、さらに所有者自身に同じ必要が存してはならないこと、必要が確かに存しても、その必要の要求する限度を超えて取つてはならないこと、もし保管^{クステディア}で充分な場合はこれを使用すべきでなく、使用で充分な場合は消費すべきでなく、消費が必要な場合は、その爲の代價を辨償すべきであると述べ、かゝる例外を認めているのである（第一節）。ついで戰爭するものが必要に迫られても中立者の財産を取らないように自制した數々の事例を擧げた後（第二節）、一轉して平和關係にある者の交戦者に對する義務に移り（第三節）、これらのものは、

邪なる原因を有するものを一層強力ならしめ、或は正しき戦争を行う者の行動を妨げるようなことを一切行わぬこと、しかし、疑ある事柄においては、通過の許容、軍隊に對する糧食の供給、被攻圍者に對する援助の拒否については、雙方に對して衡平にこれを行うべきことの義務を有するとて、敵の欲することを行者は敵であり、敵を受容れる國家は平和の權利を失う、というような古人の言葉を引き、最後に、兩交戰國の善意を保有しながら、戰爭に介入することを避け、且つ各々に、共通の人間愛の義務を示すことが許されるために、兩交戰國と同盟條約を締結することは有用である、としてゐる。⁽¹¹⁾

(11) スバルタの王アルキダムスはエレア人がアルカデア人に味方せんとしたのを見て彼等に書簡を送つたが、それには「靜かにしてゐる方がよい」(bonnum est quiescere) としか書いてなかつた、ことを引いている。一寸面白いことである。

二十八 公戦における私人の行爲について (第三卷第十八章)

上述したほとんどすべてのことは、戰爭において最高決定權を有するか、或は公的支配權を行使する者に適用があるので、私人が敵に害を與えることが許されるか否かを、自然法、神意法、萬民法、國民法を區別して論じなければならぬとて(第一節)、まず兵士でないものが敵と闘うことが正當でない、とした古人の言葉を引き、ユスゲンテウトホエ外部的萬民法によれば、敵は全く無きも同然で、何人も敵産を捕獲することを許されると同様に、敵を殺すことを許されるのであるが、かく、命令を遵守しない者の行爲(たとえその結果が良くとも)を罰し、隊伍を離れて將軍の命令なく敵と闘うことを命令違反となすのは、かゝることが輕率に許されれば、兵士がその持ち場を捨てて、放縱に陥り、軍隊が計畫しない戰鬪に入ることになるから、ローマの軍紀においてかゝる規定を設けたとなし、一方これを自然法お

よび内部的法より考慮するならば、正戦においては、何人も、戦争の正しい限界内において、無辜な当事者にとつて有利なりと信ずる一切のを行ふことが許される、但し捕獲した物を自己の物となすことは許されない、けだし彼が人類共通の権利によつて正しい刑罰を課するのでない限り、彼に當然與えられるべきものは何も存しないからである、となし、かゝる権利が福音書の法によつて制限されたことは既述の通りである、と述べている。次に自費で軍務に従事し、或は船舶を艦装する者は、敵に對していかなることを爲すことが、内部的正義によつて許されるかの問題について（第二節）、かゝるものはその通常の報酬として、その捕獲物を自己のものとなすことが許されるが、それは、内部的正義と愛^{カリクエ}を侵さない限度においてであつて、その限界は衡平な決定で、定めるべきである、となす。次に、公戦を機會として私戦が生ずることもしばしば惹起する、例えば何人かが敵と遭遇して、その生命または財産が危険に陥るような場合で、かゝる場合は、自己防衛について許容されるところを遵守すべきである、さらに公的權威は通常私的利益と結合されるのであつて、例えば何人かが敵から大なる損害を蒙つて、敵産によつて損害を賠償する権利を得る如き場合で、かゝる権利は、擔保設定の法則によつて決定すべきであると述べている（第五節）。最後に、委任^{マンデツテム}なくして敵に害を與えた者、即ち、正戦においてすら、もしある兵士或はその他のものが、敵の家屋を焼き、田畑を荒らし、且つかゝる損害を、命令によらず、さらに何等の必要もなく、正しい原因もなくして、惹起させたときは、その者は損害賠償の責任を有する。もし正しい原因がある場合は、彼が侵犯した當該法規を制定した自己の國家に對して責任を有するが、彼が何等不正を行わない敵に對しては、この責任はない、と述べている（第六節）。

二十九 敵相互間の信義について（第三卷第十九章）

戦争においていかなることが、いかなる範圍まで許され得るかについては、一部はそれ自體において、また一部はそれに先行する約定から考察されるが、この前の部分はすでに解決が出来たので、残りの後の部分、即ち敵相互間の信義に關する事柄を考察すると、グローチウスは、まず「敵が何たるやを問わず敵に對して信義を守るべきである」ことについて（第二節）、公的信義は、武装した敵の間において休戦を導き、降伏した國家の法を保存せしめる、^(一)かゝる約定がどうして拘束する力をもつかといへば、それは理性と言語の結合だからである、とて、この約定そのものが新しい權利を與えるものであることを強調し、ついで、海賊および暴君に對しては信義を守るべきでないとの見解を排除し（第二節）、恐怖によつて約定が締結された事實も、もしその恐怖が約定した者に加えられたものでない場合は、何等妨げとならないこと（第四節）、さらに、不正なる恐怖によつて餘儀なく約定した者も、宣誓の確認が附加された場合は、かゝる義務を有することがあり得ること（第五節）、また同様のことは、王或は他の主權者に對して叛亂した從屬者の戦争にも適用し得ること（第六節）、しかし強大な所有權の下において、從屬者に爲された約定からは、特別の困難が惹起すること（第七節）、かゝる約定は、國家の宣誓によつて確認され得ること（王、議會または國家自體によつて行われる）、従つて宣誓によつては、國家も王も、拘束され得るのであつて、從屬者の事柄に關する場合もそうであること（第八節）、或はまた、かゝる約定は、その對象たる（恐怖を生ぜしめない）第三者が介入する場合も有効であること（第九節）などを論ずる。^(三)ついで、政體變更の態様を述べた後（第十節）、萬民法上正式な戦争については、恐怖は例外を正當化するものでないとて、正式戦争の間に行われた約定、或は戦争を終了させる目的で行われた約定は約定の相手方の同意がない限り、不正なる恐怖を理由としてこれを無効となし得ないほどに有効である、という特性をもつ、もしかゝることが認められぬとすれば、戦争には限界も終末も決定できなくなるから、か

かることが爲されるのは人類の利益となることであるとして、これが敵も守るべき戦争の法であり、戦争においては敵も自然の権利のみならず、萬民の合意より生じた権利を有する所以であるとなす、但しかくいうたからとて、不正な戦争においてかゝる約定を爲すことは、事柄の性質自體が本質的に引續き不正であるから、有効でない、かゝる行爲の内部的不正義は、新しい且つ眞に自由なる合意によらぬ限り、これを取去り得ないと述べている(第十一節)。ついで、正式戦争にて生ぜしめられる恐怖が正しいというのは、萬民法の否認しないような恐怖と理解すべきであること(第十二節)信義は不信なる者に對してすら、これを遵守すべきこと(第十三節)を論じた後、條件が變化した場合について次の如く言う。約定したことを行わなくとも信義にならないことが二つの方法によつて可能である。それは條件の缺如と相殺(compensatio)とである。條件の缺如は(第十四節)實際において約定者を解放はしないが、その條件の下に約定が爲されたのであるから、結果としては、いかなる義務も存しなくなる、さらに相手方が彼の側において實行すべき義務あることを履行しない場合にも同様である、時にはいずれかの規定に反して何事かが行われた場合も、他の部分は引續き有効とするということが明示される場合もある。次は正しい相殺が反對された場合で(第十五節)我々が約定したことは、もしその價值が、相手方の手許にある我々の財産の價值より不當に大でない場合これを履行しなくてもよい。このことが他の契約によつて行われる場合もそうである(第十六節)、即ち我々の取引の相手方が他の契約で、より以上の、或は同額の債務を有し、且つ予が自己に當然屬するものを、他の方法では取戻し得ない場合も同様である、また約定の履行を請求する当事者が、自己の側の契約を履行せずして損害を與えた場合も同様であるし(第十七節)、さらに刑罰より生ずる場合も同様である(第十八節)。グローチウスは、最後に、これらのことが、戦争中においてどのように適用され得るかについて(第十九節)、戦争の繼續中は、戦争發生の原因或は萬民の戦

争法によつて通常行われるものを相殺することはできない、^(四) けだし、かゝる交渉の性質は——それが無効とならないためには——戦争に導いた論議を離れて合意されたものであることを示しているからである。そうでなければ、免れ得ないような合意は何等存しないことになる。と述べ、ついで約定されたものと相殺し得るものは何かといへば、それは、戦争中締結された他の契約によるにせよ、相手方が債務を有する場合、休戦中に彼が損害を與え、或は使節を侵犯し、或は萬民法が敵相互間においても有罪なりとする事柄を行つて責任を有する場合であること、相殺は同じ當事者間において行われるべきで、第三者のいかなる権利をも侵害してはならないこと（但し從屬者の財産は萬民法上、國家が有する債務のため拘束される）、さらに危害を加えられた後ですら條約を遵守することは寛大なる心の表われであること、を論じ、最後に、敵に對して與えた信義について通常起る問題は、一切の約定、特別の宣誓、同盟條約、要認條約の効力のみならず、王の權利義務などである、とて、以下その特殊問題についての論議に入るのである。

(一) リウイウスのなかに、ある人民とある人民との間には「自然が生ぜしめた同盟關係を有する」という言葉がある。

(二) 即ち、國家に屬し、且つ國家の名において主權者によつて行使されるところの立法權、ならびに、從屬者の財産に對する強大なる權利に何故及ばないか、もしかゝる權利が許されるならば、かゝる一切の合意は無効となり、從つて勝利による他戰爭を終了させる望みは存しないように思われる。しかし反對に、無差別的にこの強大な權利に訴えるというのでなく、たとえ王制であつても、專制的ならざる國家的機構^{ステータス}においては、共通的に有用なる限りにおいて、この權利に訴えることを必要とする場合のあることに注意しなければならぬ。しかし、多くの場合、かゝる合意が守られることは共通の利益となるもので、現状維持に關する前述の理論が當はまる、さらに事情已むを得ずかゝる財産所有權を必要とするところでは辨償が與えられるべきである、とグローチウスは述べているが、これは國家權力の行使に關する公法上の根本問題として重要なところと思う。

(三) こゝではグローチウスは約定と第三者との關係については、ローマ法におけるような煩瑣な區別で論ずることを止めると

て、他人について配慮することは、自然的には、すべての人々の利益に關係することである、ということにとどめてゐる。

(四) その比喩として、訴訟人の間に合意が成立した場合には、訴訟の進行中は、訴訟の對象たる行爲或は訴訟から生ずる損害と費用とを、約定されたものと相殺することができないことを述べている。

三十 戦争を終了させる公的信義 (第三卷第二十章)

グローチウスはまず敵相互間の信義を發生の順序に従つて分類する(第一節)。即ち敵相互間における合意^{コンセンサス}には、明示的信義^{フィデス}と默示的信義とが存する。明示的信義は、公的か私的かである。公的なものは主權を有する者、或はそれ以下の權力を有するもの行ふところであり、主權を有する者によつて行われるものは、戦争を終了させるものか、或は戦争の繼續中有効なものかのいずれかである。戦争を終了させるものには主なるものと従なるものがあり、主なるものとは、條約^{トラクタツト}の如く、それ自身の行爲によつて戦争を終了させ、或は抽籤、合意戰鬪の結果や仲裁裁判官の判定のように、他のあるものにこれを歸せしめる同意^{コンセンサス}によつて戦争を終了させるものである。これら最後の三者中、第一は單純な偶然によらしめるものであり、後の二者は、身心の強さ或は判断能力と偶然との結合によるものであるとなす。

一、講和條約による終戦

ついで雙方において公的な戦争では、合意を締結することは最高支配權を行使する權利を有する者の行ふところであるから、眞に君主制たる王國では、王が無制限の權利を有する限り、講和締結權は王に屬すること(第二節)、貴族國または民主國では講和締結權は前者の場合は公會、後者の場合は國民會議の如き多數者に屬すること(第四節)を

述べ、さらに、かゝる講和のための合意には、いかなるものが従属せしめられ得るか、即ち、支配権、またはその一部、または王國の財産はこれを有効に譲渡し得るかの問題につき、大多數の王は、その王權を世襲的ではなく、用益權として有するから、かゝるものを譲渡し得ない、となし（第五節）、人民またはその繼承者は王の締結した講和によつていかに拘束されるかの問題を考察した後（第六節）、王權以外にはその従屬者の財産に對し何等他の權利をもたない王が、講和のためには、個人の財産について、いかなることを定め得るかの問題については、結局、國家結合體ポリティカル・エンティティの公益パブリック・ベネフィットのためこれを譲渡し得る、ただし、これに對しては損害賠償の義務が存するとなし（第七節）、戰爭中すでに生じた損害や失つた財産については、戰爭の法がかゝることを許容するとの理由から、損害として認めるべきでないとの論を修正し、戰爭の法は相互に他の人民を對象とし、その一部は敵と敵との關係に適用されるので、國民と國民との關係を對象とするものではない、同胞コンパトなるが故に、同胞關係のために生ずる損害を共通に分つべきことは衡平であるから、戰爭において生じたものについて國家に訴を提起してならないことを國民法が定め得ることは明かであるとなしている（第八節）。こゝで公益という場合、これは王と從屬者、國家と個人の關係であるから、王と契約を結ぶ外國人の見地からすれば、この公益ということは單に王の人格と尊嚴による推定のためのみならず、從屬者の財産が王の行爲によつて拘束されることを許容するところの萬民法によつても、王の行爲だけで充分であると述べる（第十節）。

次に、講和條約の解釋の一般的規則を提示する（第十一節）。即ちこれについては條件が有利ならば有利なほど廣く、不利ならば不利なほど狭く受取るべきであるとの原則を遵守すべきで、もし自然法だけを考慮するならば、各人は自己に屬するものを取得すべきであるというのが最も有利なことのようである。従つて不明瞭な條項の解釋は、正

しく武器を取つた者は武器を取るに至らしめたものを取得し、且つ損害と費用をも回復すべきであるが、何人もいかなるものをも、刑罰の口實で取るべきでない、けだしこれは嫌忌すべきことであるからである、との原則に遵うべきである。しかし通常、危害の自認によつて講和に到達することはほとんどないから、合意では、戦争の正當性については出来る限り兩當事者を同等ならしめる解釋をとるべきである、これは通常次のような二つの方法で行われる。第一は、戦争によつてその保有を妨げられた物は、「以前の権利」という方式に従つて、これを處理することであり、^(三)第二は、物を引續きその存する場所にをくという方式に従うことである。^(四)そして次に、疑ある場合は、これらのうちの後者が優位する、即ち現状維持の合意が存すると推定せられること^(五)（第十二節）、戦争によつて妨げられた占有を回復せしめる合意については、戦争以前に存していた最後の占有を考慮に入れることによつて、戦争前の状態に回復せしめるべきこと^(六)（第十三節）、かゝる場合、回復は、暴力、恐怖或は敵に對してのみ許され得る奇計によつて行われたことのみに關するものであるから、自己の權利を有するある人民が、自發的に他の交戦者に服従する場合は、回復は適用されないこと^(七)（第十四節）、疑ある場合は、戦争より生じた損害は赦されたと考えられ、何等賠償責任がないというように取極められたと考へねばならないこと^(八)（第十五節）、このことは戦争開始前に私人に對して有した債務には適用されず、これが解消されたと考へるべきでないこと^(九)（第十六節）、疑ある場合は、戦争前において公的には當然な刑罰もまた赦されたと考へられること^(十)（第十七節）、戦争前において公的に主張されたが、紛争中であつた權利は、撤回されたと考へられること^(十一)（第十九節）などを論述する。

次に講和締結後、捕獲された物は、戦争の權利がすでになくなつたのであるからこれを返還しなければならぬこと^(十二)（第二十節）、戦争中捕獲された物の返還に關する合意における解釋の原則^(十三)（第二十一節）、講和條約によつて物が與

えられた者には、それが與えられた時より、その果實をも與えられるが、それ以前に遡及しないこと（第二十二節）、舊條約の援用の時は、常に古い合意に明示された特質或は條件が繰返されたと考えべきこと（第二十四節）、短期間の遲滞に關する口實も、豫見せざりし必要によつて妨げられたのでない限り、許さぬこと（第二十五節）、疑ある場合は、規定を作成した當事者の講和條件の提示者の利益に反する解釋を採るべきこと（第二十六節）を論ずる。ついで講和條約は、次の三つの方法で破棄されるとなす（第二十七節）。

(一) 各講和條約中に含まれることに反する行爲による破棄（第二十八節）

これは何等新しい原因が存在しない時に武力を行使する場合であるが、グローチウスはいかなるものによつて、またいかなるものに對して加えられた武力が講和條約を破棄せしめるかについて、(イ) 同盟者が攻撃した場合、(ハ) 從屬者が攻撃した場合、(ニ) 從屬者が他人の軍務に服した場合、(三) 從屬者に對して害が加えられた場合、(ロ) 對して害が加えられた場合につき考察する（第二十九節乃至第三十三節）。

(二) 講和條約中に定められたことに反する行爲による破棄（第三十四節）

かゝる行爲のなかには、爲すべきことを爲さざること、および爲すべき時に爲さざることとも含まれる。こゝでグローチウスは、講和條約の各條項の間にその重要性の大小による差別を設けない、但し、過失が輕ければ輕いほど容易に容赦するのがキリスト教の善であるとなし、さらに講和條約に一層確實な保證を與えるために、あまり重要でない條項に對しては、たとえ何等かこれらの條項に反することが爲されても講和條約を破棄することにならないと附加している（第三十五節）。また、ある必要が約定者の約定不履行の原因となる場合も（例えば當該財産の消失、當該行爲の不能）、破棄されたとは考えられない（第三十七節）、信義が破られた後でも、被害者が欲するときは講和條約は繼續

する（これは被害者の自由である）となしている。

(三) 講和條約の特性に屬することに反する行爲による破棄（第三十九節）

かくて、友誼アミキチヤに反するものは、友誼の法（amicitia lege）の下に結ばれた講和條約を破棄する（第四十節）。こゝでグローチウスは武力によらざる危害と侮辱から生ずることも關係があるとて、かゝる嫌疑すべき行爲を出来る限り取るべきであるとす。また、新しい原因が何等先在しない場合における殘忍な脅迫も友誼に反するとて、防備のためでなく、加害の目的で、國境に要塞を築造する場合、および異常に軍隊を募集し、これらの徵募が講和條約の相手方のみを對象とすることが明かに示されている場合も關係があると述べている。また一方の支配權の下にある個人たる從屬者や追放者が他の支配權の下に移らうと欲する場合、これを受入れることは友誼に反しないが、國家の不可分の部分グランスをなす諸都市または大集合體メトロポリスを受入れること、追放者ではない逃亡者を受入れることは許されないとす。

二、他の方法による終戦

講和條約以外の方法による戰爭の終了としての抽籤、合意により特定の數の人々によつて行われる合意戰闘コンセンサス・ベルタムは、全く過去のもので、現在では問題とならないから省略するが、殘るところは仲裁裁判arbitriumによる終了である（第四十六節）。

グローチウスはまずプロクルスが提示した二種の仲裁裁判、即ち第一は、その衡平なると否とを問わず遵守すべきもので、當事者が仲裁協定（compromissio）によつて仲裁者に訴えるもの、第二は、善人（bonus vir）の仲裁にかけるものを紹介し、この第一のものが、こゝに論ずべき種類に入るとす。そしてかゝる仲裁には上訴なきものと理解されるとて、「各人はその選びたるものを自己の事件の最高裁判官スプレムム・ユディケムとなす」というプリニウスの言葉を引用する。つ

いで仲裁者の職務に關する考察に入り、仲裁者が裁判官の代わりに選ばれたものか、或はより一層廣汎な權力を與えられて選ばれたものかについて疑わしい場合は、仲裁者は法に従つて判定する義務があるとして次のように言う。アリストテレスも「法に訴えるよりも仲裁者に訴えることが正當であり、衡平にして親切な人の行うところである」として、その理由として、仲裁者は衡平に従い、裁判官は法に従う、従つて仲裁者は衡平を普ねからしめるためにこそ存在すると述べている。この場合、衡平は法規の一般的意義を、立法者の意圖に従つて、甚だ嚴格に解釋するところの正義の部分の意味するのではなく（これは裁判官に委ねられる）、むしろ本來正義と稱せられるものの規格レグリスのおいてすら、行われぬよりも行われる方が正しいところのすべてのもを意味する、しかし疑ある場合は、かく大なる權力が與えられたと理解すべきでない、けだし疑ある場合は、最狭義の解釋に従うからで、これは特に主權を有するものにおいて適用される。けだし、彼等は共通の裁判官を有しないから、裁判官の職務を通常制限する規則に従つて仲裁者を制約すると考えねばならない、というのである。ついでグロッチウスは人民或は主權者が選んだ仲裁者は、主たる取極ネグジウムについて判決を下し、占有關係ポセズイについて判決すべきでないこと、を論じている（第四十八節）。

次に降伏の問題にはいる。こゝでグロッチウスは純粹の降伏の効力について（第四十九節）、あるものが自己に關する審判アルトリウムを敵に委ねる時の仲裁者の受諾、降伏する者をして從屬者たらしめ、相手方に主權を讓渡することを純粹の降伏としている。そして、こゝでもまた、戰敗者が負うべきもの、戰勝者が正當に爲し得るもの、戰勝者がすべての義務を履行してはじめて正當に爲し得るもの、最後に戰勝者にとつて最も應わしきものを區別しなければならぬ、として、この場合、戰敗者は、降伏後にはやいかなる苦しみをも受けるべきでない。事實戰敗者は、すでに從屬者となつてをり、我々が外部的戰爭の法を考慮するならば、彼等はその生命、身柄の自由すら、いんや公的のみならず

個人の財産をもその一切を取去られる得る地位にあると述べ、次に、降伏者に對する戰勝者の義務として(第五十節)、戰勝者が不正なことを一切行わないようにするためには、第一に、當人にその行爲が當然な場合を除いては、何人も殺してはならぬこと、正しい罰としてでない限り、何人からも、いかなるものをも取上ないことを認むべきであり、かゝる限界内でも、自己の安全が許す限り、慈悲と寛大を重んずべきことを強調する。そして、戰爭は容赦(imposco)によつて終る時には常に適切に終了するとて、信義と慈悲に自らを委ねて降伏するという場合の信義は、戰敗者が自らを委ねた戰勝者の誠實(moderatio)以外の何ものをも意味しないと、いつているが、最後に、降伏するものが相手方の智慧、溫和、或は慈愛のいずれに委ねるといつても、これはすべて諂ひであつて、勝利者は審判者となる事實は變らぬ、と附加している。次に、條件附の降伏があること(第五十一節)、これらは、或は個人の生命、身體の自由、または若干の財産をすら保留し得るといふ個人の利益を護るものか、或は人民の全體ウニウエルンツクワの利益を計るものもあり、一種の混合的支配權(一卷三章十七節)をすら導入せしめることがあると述べている。

最後に人質の問題に入るが、これもまた現在役立たぬ問題であるから省略する。こゝでは擔保や買戻權などの民事上の問題が論ぜられている。

- (一) 英譯ではこれを promise としつゝる。
- (二) 次に王が未成年者、精神異常者、捕虜なる場合、或は逃亡した場合を想定し、これらは、人民の同意からその全權が出來する限り、講和を締結出來ないから、かゝる場合は、支配權の全體でなく、その行使といわば監督が、人民或は人民が特に委任した者に屬する、となす(第三節)。
- (三) ex formula juris antiqui 英譯は status quo ante bellum (戰爭前の狀態) と補足してつゝる。
- (四) res maneat quo sunt loco 英譯は uti possidetis と補足してつゝる。

- (五) 平和は古い戦争原因が引續き残つてゐるのでは完全な平和ではないとの虞れから、國家又は王によつてこの權利が拋棄されたと考えられるべきである、とて「講和では以前の罪を追求すべきではない」とのイソクラテスの言葉などを引いてゐる。ついで、第十八節では、刑罰に對する私人の權利が拋棄されたとは考えられないことを論ずる。
- (六) 相互的なものは一方的なものより廣義に、人に關するものは物に關するよりも、土地に關するものは動産に關するものよりも、公物に關するものは私物に關するよりも有利に解釋すべきであり、私物に關するよりも、營利の名目 (onerativus titulus) で保有された物の返還を命ずるものは、有償の名目 (onerosus titulus) で保有された物に關する規定より有利に解釋すべきである、となす。
- (七) 佛譯は「條約の本質的條件」となしてゐる。
- (八) 他人の援助なしに暴力を行使したものが講和條約破棄に對して責任を負うべきであつて、戦争を行う權利は、かゝるものに向つて行使すべきで、他のものに向つて行使すべきではない、となす。
- (九) 從屬者が公の授權なく、武力を行使する場合、私人の行爲が公的に認められたものと言ひ得るには、認識、刑罰権および懈怠の三要件が必要とされる。認識 (scientia) は明瞭なる事實、または告知 (denuntiatio) によつて證明される。刑罰権 (punitiva potentia) はその缺如が明かでない限り推定される。懈怠 (neglectus) は各國家において犯罪處罰のため通常定められる期間の経過によつて示される。かゝる懈怠は法令と同等の効力を有する。
- (一〇) 從屬者が自らのために武器を執ることなく、戦争を行う他のものの下において軍務に服することは、別段の見解が正當な根據で採られたことが明かとされない限り、これを認めるべきではないとなす。
- (一一) 新しい原因がないのに拘らず、國家の全體に對してのみならず、その從屬者に對しても武力が行使された場合は、講和條約は破棄されたと考えるべきである、けれど、これは全從屬者が安全であるために、また國家の全體および部分のためにも締結されたからである、となす。但し、從屬者が海賊のように、繼續的に悪行を行う場合は別である。
- (一二) この場合も講和條約は破棄される。但し、これは、講和條約中に含まれてゐる同盟者に對してのみである。

三十一 戦争中の信義 (第三卷第二十一章)

グローテウスは戦争中の信義として、戦争中ですら、主権者は休戦、護照權、捕虜の取戻のような「戦争に關する交際」乃至ホーマーのいう「嚴肅な合意」と呼ばれることが行われる、と冒頭した後、次のように休戦の定義を行(一)う(第一節)。休戦 (indutia) は戦争の繼續中 (bello nunciente) 一時戦争行爲を差控えるところの協(二)定であると。グローテウスは、この定義を確認するためにも、非常に多くの古典、古事を参照し、さらに、その語原を確めている(一)。(第二節)。そして、休戦が戦争中の休息で、平和でないことを繰返し強調した後、この理由から、休戦後の新しい宣(三)戰が必要でないことを述べ(第三節)、休戦期間の計算法(第四節)(期間の算定が始められる日はその算定のなかに含めない)休戦の拘束力開始の時(第五節)(契約と同様なりとする)について論じた後、休戦中いかなることが許されるかにつき(第六節)、人に對すると物に對するとを問わず、戦争行爲が一切許されないことは當然であること、危険なきことを示す裝具をつけて交通することが許されること、休戦中軍隊をさらに奥地に退却せしめることは許されるが、城壁の修理、軍隊の徵募その他これと類似のことは、特別の合意なき限り許されないこと(第七節)、休戦中の土地の占領は休戦違反であること、但し、眞に拋棄された場合は、占領し得ること、を論述する。ついで、不可抗力によつて抑留された者、即ち、不可抗力によつて歸還を妨げられて、休戦期間經過後敵の領土内で捕えられた者は歸還する権利があるかの問題については、外部的萬民法からも、また内部的正義からも、平時に敵地に來たつて、戦争の勃發によつて不運にも敵地で捕われたものと同じ地位にあるから、講和締結の時まで捕虜として留まるべきである、となし(第九節)、休戦中の特別合意につき、例えば専ら死體埋葬のため休戦が爲された場合は、何事をも

變更すべきでない如く、合意の範圍を逸脱することは許されないこと（第十節）、休戦の合意事項が一方によつて侵犯された時は、他方は戦争を開始し得ること（第十一節）、かゝる侵犯に對して、合意された罰が要求され、且つ違反行爲をしたものが罰を受けたならば、戦争を行う權利は最早存しないこと（第十二節）、私人の行爲は命令または承認のような公的行爲が附加されない限り、休戦を破棄しないこと（第十三節）を述べている。

次に休戦期間外における護照權（*Jus commendatus*）に移り、これは一種の特權であると理解すべきであるとなし（第十四節）、これに關聯して戰鬥員の名稱の下には、中級ならびに最高の將軍にまで擴張され、艦隊の水兵も、すべて軍事的宣誓を行つたものも含まれるとなし（第十五節）、往く、來る、歸るなどこれに關係ある言葉の意味を述べ（第十六節）、この護照權の人への擴張、手荷物への擴張（第十七、十八節）、隨行者、國籍の意味（第十九節）、について論じた後、護照權は權力より由來するとはいへ、許與者の死亡によつて取消されるものでないこと（第二十節）、許與者の領土外でも安全は當然保障されるべきこと（第二十二節）などを論ずる。

次は捕虜の償贖（*redemptio*）、即ち、捕虜が一定の代價を支拂つて解放されることであるが、これまた古い時代の慣行であるから、こゝでは省略する。

(一) グローテウスはこゝで、「戦争の繼續中」ということを強調し、戦争と平和の間には中間が存しないこと、戦争は状態の名稱で、かゝる状態は作戦が遂行されない時にすら存在し得ることをその理由に擧げてゐる。

(二) *inducia* は「一定の時より」(*inde*) 「休息」(*otium*) が存するといふところに由來するとなす。

三十二 戦争における下位権力者の信義について（第三卷第二十二章）

次は公的合意のなかの、戦争指揮者がその相互間に或は他のものに對して爲す合意であつて、グローチウスはまず指揮者の種類を考察した後（第一節）、かゝる合意がいかほど主權者を拘束するかについて、我々が意思の遂行者として選んだものによつて拘束されるとの原則がこゝでも適用されると、次の二つの方法によつて、下位權力者は最高權力者を自己の行爲によつて拘束し得る、となす。即ち恐らくは彼等自身の職務のうちに含まれてゐると考えられることを行うことにより、ある職務外においてすら、公に知られ、または當該事項に關係を有する者に知られる特別の選任にもとすいて行爲することによつて拘束するのであるという（第二節）。次にかゝる合意がいかほど義務の機會を生ずるかについては（第三節）、これは主權者との合意か或はもの自體レズによるかの二つの方法によつて生ずる。合意は明示的のみならず默示的な確認（*constitatio*）によつても明かとなされる。後者は、主權者が何が爲されたかを知り、且つその爲されたことを許す場合である。もの自體によつて拘束されるというのは、屢々出てきたように、他人の損害によつてより、富有にならぬという限度において拘束されることである。次に委任に反して爲された場合はどうかという問題を種々考察した後（第四節乃至第六節）、指揮者は講和を締結することができないこと（第七節）、最高指揮者のみならず、下位指揮者もある限度内において休戦を行う權限を有すること（第八節）、指揮者は戦争で獲得された人、支配權および土地を處分コンケドすることはできないが、戰利品に關する事項についてはある權利が與えられていること、ただ取得しないものに對して容赦することは全く指揮者の權力内に屬すること（指揮者の與える人的及び物的保障の限界）（第九節）などを述べた後、かゝる指揮者が行う合意は、他人の事柄に關するものであるから、狹義の解釋を行うべきこと（第十節）純粹な降伏として指揮者が受入れた者は、彼等についての決定權が勝利を得た人民または王に存するという條件が受入れられたと考えられること（第十一節）、「王または人民が承認せば」という附加的條項が、し

ばしば要認條約スポンシヤに見られるが、これはもし確認が與えられない場合は、指揮者がそれによつて何等かより富有となつていない限り、いかなる點でも指揮者自身を拘束しないこと（第十二節）などを論じている。

三十三 戦争における私人の信義について（第三卷第二十三章）

次にグローチウスは「たとえ個人が事情已むなく、敵に對して何事かを約定した時にもかゝる事柄について信義を守るべきである」とのキケロの言葉を引き、かゝる信義に拘束されぬとの見解を排除し、私人も義務を生じ得る私人の權利を有するし、且つまた敵も權利を取得する能力を有するから、何人もかゝる義務の生ずるのを妨げる權力を有しないとして、かゝる規則が設けられなければ、殺人の機會が與えられ、捕虜はしばしば殺戮に對して保護されることが不可能となると論じている（第一節）。これは、個人の主體性の問題に關聯して興味ある點である。ついで、海賊および盜賊に對する信義も守られるべきこと、自己の行爲を分別し得る年少者をも例外としないことなどが論じられた後、公益の見地よりする反對論に對して次の如く回答している（第五節）。即ち私人が合意を締結するとしても、その權力がいかほど擴張されるかを決定することは困難なことであると冒頭し、公的なものが私人によつて讓渡され得ないこと、指揮者にすら許されないものは私人に許されないことはなおさらである、しかし、私人の行爲および財産については、これらのものを、ある程度の損害なしに敵に讓渡することが不可能であることから、かゝる合意が國民にとつては、國家の優位的權利のため許されないように思われる。しかし一層大にして且つ確實な害ハムムを避けんとするための合意は、公的にも有害でなく、むしろ有益である。そこで、人は自分自身、および自己に屬するものに對する權力をもつのであるが、法規は確かに、恒久的なると一時的なるとを問わず、從屬者からかゝる權利を奪い去ることは

出来るが、自然的には直ちに全く無効とされるものではないとて、公益や、國家の法規に對する個人權の主張を實に力強く展開してゐる。(11) このことは、監獄に戻るといふ捕虜の約定にも適用されて、これは當然許され得ることになるし、さらに、一定の場所に歸らない約束や、軍務に就かぬといふ約束にも、また逃亡しないとの約束にも適用される、となし、さらに捕獲された者は他人に降伏し得ないこと(第九節)、私人がもしその信義を履行するに怠慢な場合は、その支配者がこれを強制すべきかどうかについては、少くとも正式の戦争では、たとえ私人の行爲でも、一方に權利を與えることを戦争を行う者に義務付ける萬民法によつて、彼等が強制されるということが眞理に近いこと、(第十節) この種の合意にも前述の約定の解釋規則が適用されること(第十一節) などが論ぜられてゐる。

(一) グローチウスはこゝで、眞實の信義も——これによつて人々は自分自身及び自己に屬するものに對する權力を抛棄しない——また法の權威なき公益も、すでに爲されたことを(たとえこれが任務に反して爲されたとしても) 無効として一切の法的効力を奪ふことは出来ない、となす。

(二) けれど、法規は國民を免れしめることがあるから、法規が常にこれを奪ふとは限らない、また、すべての場合にこれを奪ふということもできない。何故ならば、人間の法規は、それが人間的な様態にて與えられた場合にのみ義務付ける力(vis obligandi)を有するのであつて、理性と自然とに全く反する負擔を課する場合にはこれを有しないからである。それ故、公然とかく權利を主張する特別の命令や訓戒はこれを法規と考へてはならない。さらに一般的法規は、最高の必要の場合を除く外とする風(風)に善意に解釋してこれを受容すべきである。そこでもし法規または訓戒によつて禁ぜられ、且つ無効とされた行爲が、衡平なる法によつても禁ぜられ得るならば、この私人の行爲は無効となるのみならず、このため私人を罰することが出来る。けれど、かゝるものは、自己の權利内(内)にないものを約定したからであつて、宣誓によつて、これを約定した場合は特にそうである、となす。

三十四 默示的信義について (第三卷第二十四章)

黙示的信義は、公的、私的および混合的な合意中に生じ、同意がどのように表示され且つ受諾されようとも、權利を移譲する効力を有する（第一節）、合意の合圖には、聲および、書面以外のものが存する、となした後、その例を擧げる。即ち敵または外國から來て、他の人民または王の信義に身を委ねるものは、彼が保護を求める國家に對して不利なことを一切行わないという義務を黙示的に自ら負うてゐること、談判を求め、或はこれを許容する者は、これが談判を爲すものを加害せざることを黙示的に約定するのであること、但しかゝる者は、談判の相手方を害しない限りにおいて、自己の利益を増大させることを妨げられないこと（例えば談判の口實の下に敵の戰意を失わしめ、自己の計畫を進捗させることなどである）などである。ついで、慣習によつて、ある意味をもつ無言の表示が存すること、現在は白旗が談判を求めるとする以外に他の原因を有し得ないような行爲がなされるか、或はなされない場合に生ずるとなす（第五節）。

三十五 結論。信義と講和の勸獎（第三卷第二十五章）

いよいよ、グローテウスは最終章の結論にはいる。彼は最後に附加せんとすることは、戰爭中および戰爭後における信義と講和の遵守とであると冒頭し、次のように信義を守ることが勸獎する（第一節）。信義は他の理由のためのみならず、平和の期待が失われないうちにも守られねばならない。けだしキケロのいう如く、信義によつてはじめて各國家が維持されるのみならず、さらに大なる民族社會も維持されるからである。實にアリストテレスの言う如く、もし信義が取去られるならば、「人間相互の交際も取去られる」のである、とて、キケロやセネカの言葉を引用した後に

信義を慎重に守ることは、特に王の任務であつて、それは第一には良心のため、第二には王の威厳を保持するためであることを強調する。^(二)

次に戦争においては常に講和を目標とすべきである(第二節)、しからざる限り、安かな且つ神を信する心を保持し得ない、となし、「賢者は平和のため戦争を行う」というサルステウスの言葉や「戦争を行うために平和が求められるのではなくして、平和を保障するために戦争が行われる」とのアウグスチヌスの言葉を引き、戦争行爲をあたかも、究極の目的の如く考える民族を非難しているアリステレスを引き、暴力は野獣の特性であり、それは最も明瞭に戦争に現われる、従つて、人間愛によつてこれを抑制し、あまり野獣を模倣することによつて人間たることを忘れないように懸命に心掛けるべきである、と述べ、ついで、もし平和が充分に保たれ得るならば、たとえ損害を受けるとも、講和を受諾すべきである、これはキリスト教徒の間において特にそうである、とて「戦争を始めることを欲せず、且つこれを最後までやり通すことを欲しないことは善人の行ふところである」とのサルステウスの言葉を引き(第三節)、これは敗戦者にとつても、戦勝者にとつても有利であり、また、どちらとも運命の判らぬものにとつても有利である、と説き、最後に講和が締結された時は、その条件の如何を問はず、信義の神聖のため、絶対にこれを遵守すべきであつて、すべての道は最大の良心と信義とを以て守るべきのみならず、敵對關係から善意グラチアに回復されたものをも特に守るべきであると結んでゐる。

グローテウスの本著作は次のような祈禱の言葉で終つてゐる。「神よ、神の力もて、これらのことを、キリスト教の事柄につきて勢力ある者の心に銘記せしめ給え。彼等に神と人の法を辨える知能を與え給え。彼等を導きて、神の最も慈しみ給う生物なる人間の統治者として委ね選ばれたることを常に想起せしめ給え。」

(一) この場所は次の通りである。即ち、キケロの言葉に曰く「生活を結合させる信義を破ることは極悪である」。セネカの言葉を以てこれに破り得る故、それだけ一層かゝる信義を保持しなければならぬ。かくて信義が取去られることあらんか、彼等はすべての人々を慥伏させる野獸の如くなるであらう。正義が他の側面においてはある不明瞭さを有することは確かだが、信義の絆はそれ自體明かであり、むしろすべての事柄における不明瞭さを取除くためにも用いられる。グロリーチウスはこゝでプロコピウスの「ペルシア人の戦争」中の一句を引くがその終句は「もし條約が破られるならば、萬民は限りなき戦を行うこととなり、限りなき戦は人々を常にその本性より離反させる力を有する」というのである。

(二) 「王に人を欺く術を教うるものは、彼等が教うること自體を行うものであることを、王に疑わしむるなかれ。けだし人をして非社交的ならしめる教は長く榮えることを得ず、神もこれを忌むべきものとなし給うからである。」

(三) 強敵との長期にわたる争鬪は破滅的であるから、より大なる災難をある程度で避けねばならない。アリストテレスは曰く「戦に敗れて財産と共に破滅するよりは、強者に對してその一部分を與える方がましである」と。かくて講和は、戦敗者にも有利である。

次に、有利な間に講和を與えるものにとつて講和は多大の利益となり、勝利は期待した以上に良く、且つ確實なるものとなる。マルス神は交戦者の雙方にすることを考へるべきである。アリストテレス曰く「戦争においては、人々はいかに多くの且ついかに豫期せざる變化が生ずるかを考へるべきである」と、かくて講和は戦勝者にとつても有利である、というのである。

(完)